

「五所川原市債権管理条例」（案）についての意見募集

市では、債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とし、「五所川原市債権管理条例」の制定に向け、準備を進めているところです。

そこで、この条例の制定にあたり、下記のとおり意見を募集しています。

記

1 意見募集期間

令和5年1月17日（火）から令和5年2月16日（木）まで

2 案の概要

市のホームページ（<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>）や市収納課、行政資料スペース（本庁舎、金木及び市浦総合支所）でご覧いただけます。

3 意見提出の際の留意事項

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提出方法は、郵便、FAX 又は電子メールによるものとします。
- (3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

(4) 提出先は次のとおりです。

（郵便） 〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1 五所川原市財政部収納課

（FAX） 0173-35-3617

（電子メール） 2203pbc@city.goshogawara.lg.jp

4 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。